

安全保障輸出管理(外国人研究者・留学生・見学者等の受入)に関するフローチャート

記入年月日: 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック(■・✓)を入れてください。 網掛 部分を記入ください。

START

外国人研究者・教員、留学生・研究生、見学者等を受入れる

A) ①日本で雇用関係を既に結び、日本で勤務している人である。
②受入研究室等が人文社会科学系の非実験系研究室である。
③学部への留学希望者である。
④学内施設見学、文化交流等を目的としている。

☐ ③④のいずれかに該当する

用紙の提出は不要です

☐ ①の場合は、在籍証明書を添付

☐ ②の場合は、研究分野を記入

☐ ①②③④のいずれにも該当しない

【外為法の例外規定の適用等】
B) ① ☐ 公知の技術の提供である(※注1)
② ☐ 本大学での雇用を予定しており、雇用前に技術提供を行わない。

①の根拠記入欄

公表(予定)年月日:

公表(予定)媒体・学会名:

☐ ①、②のいずれかに該当する

C) 相手先は輸出令別表第3の地域である(※表1)

☐ はい

☐ いいえ

☐ ①、②のいずれにも該当しない

(※注1) 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引の例
◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供◆あらかじめ設定された見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供◆ソースコードが公開されているプログラムの提供◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

D) 技術の該非判定(※注2)を、外国為替令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該非判定書(様式3)を作成してください。
* 経済産業省ホームページより貨物・技術のマトリクス表を参照してください。http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

提供・指導予定技術は、「外為法リスト規制」に該当する

☐ はい

☐ いいえ

(※注2) 該非判定: 当該貨物又は技術が、輸出貿易管理令別表第1/貨物等省令、もしくは外国為替令別表/貨物等省令のいずれの項番・条項号に該当するか又は非該当であるかを判定する作業。なお、メーカーが作成した該非判定書を使用する場合は、内容を再確認したうえで添付してください。不明な点は、研究・社会連携部へおたずねください。

E) 事前確認シート＜様式2(表面)＞の〔相手先に関する懸念情報〕をチェックしてください。
〔相手先に関する懸念情報〕に1つ以上「はい」がある。

☐ はい

☐ いいえ

このシート(様式2)と今までに作成・徴収した書類を全て
輸出管理責任者(研究・社会連携部長)へ提出して、審査を受けてください。

※表1: 輸出令別表第3の地域(安全保障輸出管理が適正に行われていると認められる国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイ
ルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆
国